

## 給水装置工事事業者の指定の申請書一覧

(申請について必要なもの)

指定手数料 (10,000 円) が必要となります。

申請者が「法人」か「個人」かに応じて、下記表中の○印の書類が必要です。

| 確認欄                      | 提出書類                            | 法人 | 個人 | 備考   |
|--------------------------|---------------------------------|----|----|--|
| <input type="checkbox"/> | 指定給水装置工事事業者指定申請書<br>(施行規則様式第 1) | ○  | ○  | 法人の申請：商業登記されている本店等について記入<br>個人の申請：住所等は住民票記載地のものを記入 |
| <input type="checkbox"/> | 機械器具調書 (施行規則別表)                 | ○  | ○  |  |
| <input type="checkbox"/> | 誓約書<br>(施行規則様式第 2)              | ○  | ○  | 法人の申請：商業登記されている本店等について記入<br>個人の申請：住所等は住民票記載地のものを記入 |
| <input type="checkbox"/> | 給水装置工事主任技術者選任届出書<br>(施行規則様式第 3) | ○  | ○  |  |
| <input type="checkbox"/> | 定款                              | ○  | —  |  |
| <input type="checkbox"/> | 登記簿の謄本                          | ○  | —  | 発行日より 3 か月以内のもの (原本) コピー不可                         |
| <input type="checkbox"/> | 住民票の写し                          | —  | ○  | 発行日より 3 か月以内のもの (原本) コピー不可                         |
| <input type="checkbox"/> | 給水装置工事主任技術者免状のコピー               | ○  | ○  |  |
| <input type="checkbox"/> | 指定給水装置工事事業者業務内容確認書              | ○  | ○  | 給水装置工事の事業を行う事業所の住所・代表者等を記入                         |

(申請の受付と指定証の交付について)

給水課窓口にて申請書をご持参ください。内容に不備がなければ、手数料 10,000 円を納付していただきます。手数料を納付することができる時間が限られておりますので、申請には、午前 9 時 30 分から 11 時 30 分、午後 12 時 50 分から 15 時 30 分にお越しください。

手数料の納付後、事務手続きが必要となるため、指定証の交付は後日となります。

指定証の交付が可能となりましたら、給水課よりご連絡させていただきますので、受け取りに来てください。

なお、受け取りに来るのが困難な場合は、指定証を郵送することができます。郵送で受け取りを希望される場合は、**郵送料等は貴事業者でのご負担となります。**A4 用紙が折らずに入るサイズの封筒 (切手貼付) 又はレターパック等に送付先を記入したものをご持参ください。

(指定日について)

指定日は毎月 2 回 (基本 10 日と 25 日) です。受け付けた書類に不備がなければ 15 日 (閉庁時は直前の開庁日) までに受付した分については、25 日 (閉庁時は直後の開庁日) に指定し、16 日から月末 (閉庁時は直前の開庁日) までに受付した分については、受付翌月の 10 日 (閉庁時は直後の開庁日) に指定します。

申請窓口：東大阪市上下水道局水道施設部水道管理室給水課 (東大阪市上下水道局 水道庁舎地下 1 階)

住所：東大阪市若江西新町 1-6-6

電話：06-6724-1221